

エジプト最高ムフティー（イスラーム法官）アリー・ジユムア師講演会

3月10日（水）午後4時から5時半まで文京キャンパスF館でエジプトでイスラーム法による法判断を行うムフティーの最高責任者であるアリー・ジユムア師が講演を行った。エジプトでの宗教界のトップに立つ師の講演とあって、外国人を含めた80人近い出席者があった。講演はアラビア語で行われ日本語に逐次通訳された。講演テーマは「非イスラーム国におけるムスリムの生活」であった。師はイスラーム教徒が少数派の社会であっても、先ず求められるのは自分達の宗教を守ることであり、それは同時に社会全体もそのことを認識する必要を訴えた。しかし社会の中で自分達の宗教を守るためにその社会のルールを無視すべきではなく、逆の中で認められ尊敬されるような生き方も求められていることも強調された。師は日本のようなイスラーム教徒がまだ少なく、イスラームに対する理解も十分とは言えない社会の中で普通のイスラームの考え方、イスラーム教徒の求めるものを分かりやすく出席者に説明してくださり、有意義な講演となった。以下に講演の内容を抜粋して掲載する。

ムスリムにとってイスラームは生活の基礎

最初に、皆様に強調しておきたいことは、ムスリムはいかなる場所であっても彼らの宗教を守り続けなければならないということです。つまり宗教は彼らの生きることと生存することの支えであり、すべての悪から彼らを保護するものだからです。そしてこのことは、たとえどこにあっても少数派ムスリムの権利であることは疑いがないことです。

宗教を守るために必要なもの

彼らが様々な異なる文化環境の中で暮らしている状況下では、自らの宗教を守り続けることが彼らの生活の中で優先されることです。ムスリムが宗教を守る方法はまず信仰で始まります。真の信仰は誠実さと慈悲と情に満ちた正しい行いによって実現するものです。アッラーは、わたしたちにアッラー自身が慈悲深い者であることと、私たちムスリム同士の間でも、その他の人たちとの付き合いの中でも慈悲深く接することを常に忘れないように望んでおいでです。

真の信仰とは

信仰は心をそれで飾ることなくして、決して心に入るものではありません。信仰厚き人々は、社会を美しくすることなくして、その社会の中で発展することはありません。しかし、ここで言っている美しさとは、芸術や建築や音楽や詩のような文化的な美しさを意味している訳ではありません。お話しするのは、行動や倫理・道徳についてです。

真の信仰とは、あなたも他の人たちも文化的な人間として生きる

ことを意味しています。預言者（彼の上に祝福と平安あれ）は「私は倫理道徳の高潔さを完成するために遣わされたのです」と語っています。

イスラームは社会の幸福の実現を目指す

私達は、今暮らしている社会の幸福実現のために積極的に関わらなければなりません。また、私達の立居振舞いや内面的な倫理的価値観を改善し、その後で、この倫理的改善を私達の家族や社会に広めなければなりません。

イスラームは行動の宗教です。私達の周りの人すべてが安楽な生活がおくれるよう、人生をよりよくさせるために積極的に活動し続ける宗教です。

イスラームと他の社会との関係の基本

ここにクルアーンの一節があります。それは私達がムスリム以外の人たちとの関係においていつも注意を向けておくべきものです。アッラーはその節で次のように語っています。「アッラーは、宗教のことであなたがたに戦いを仕掛けたり、またあなたがたを家から追放しなかった者たちに親切を尽し、公正に待遇することを禁じられない。本当にアッラーは公正な者をお好みになられる。」(60章8節)

この「親切」とはアラビア語で、善行の中でも最高に位置づけられるものです。アッラーはこのクルアーンに述べられているようなイスラームに敵意を持たない人たちとの付き合いにおいて、ムスリムが彼らに善行を行うことを禁じてはいません。さらに、彼らに対してムスリムが財産の一部を与えることさえ、禁じていないのです。それがこのクルアーンの「公正に待遇すること」の意味です。

また、重要なこととして、私たちが全ての人に対して敬意を示すということです。イスラームは敵意を向けてこない者に対して、敵意を示すことを禁じています。また相手がムスリムであってもキリスト教徒であっても、盗みや誤魔化しや詐欺を禁じています。

あなたがムスリムに対して行っ
てはならないことは、ムスリム以外の人に対しても許されることはありません。これを裏付ける預言者の言葉があります。「あなた方は自分を愛するように同胞を愛するようにならない限り、まことの信仰を持ったとは言えません。」

社会の一員であることと自分達のアイデンティティ

また同様に私達は正しい行いをする住民とならなければなりません。なぜならば、真の信仰者は必然的に、彼が住んでいる社会で、正しい行いをする者であり、真の信者になるべきだからです。これは、私達がマイノリティーとして住んでいる社会で、ムスリムの本質を無くすことや、すべてに同化してしまうことを意味しているわけではありません。私は決して、そのようなことを呼びかけている



アリー・ジユムア師

のではありません。私達は社会においてムスリムを特徴づけるものをしっかりと保持すべきです。また同時に、社会には私たちには関係ないものもあるが、多くの物事は人類全般が共通して持っている事柄であることを理解すべきです。私達はそのことに知らない振りをしたり、無視したりすることはできません。私達は自分達の基本をしっかりと掴んでおかなければなりません。つまり自分自身の中にしっかりと揺るぎなき信仰を持っていることです。それと同時に、この信仰の深さを知ってもらうように、他の人に対しても心を開くようにしなければなりません。



会場風景

世界の多様性

アッラーの創造は多様性を基本にしているということです。この多様性は私達の周りに存在する被造物の種類の多さに現れています。アッラーは一種類の樹木しか創造しなかったわけではありませんし、一種類の動物しか創造しなかったわけでもありません。つまりアッラーの創造は多様性を基本にしているということです。人間も言語や肌の色、宗教、考え方などすべてにおいて異なって創造されています。これらすべてはアッラーの英知によるものです。至高なる創造主はその創造がこのようになる事を望まれたからです。アッラーはおっしゃっています。

「彼らはまだ反目し合っている。だが、あなたの主が慈悲をかけた者は別である。それはそうなるように彼らを創造されたからである。」(11章118~119節)

つまり、アッラーは私達を相違するものとして創造されたのです。またアッラーの慈悲が私たちと共にあることを明らかにするために私達を創造されたのです。これは私たちに与えられた大きな試練であり、私達はこの試練に対して立ち向わなければなりません。

イスラームの中庸性について

私達ムスリムは、両極端な者達のちょうど中間に位置しています。預言者も「極端な者達は破滅する」とおっしゃっています。極端な者とは過激な者ということです。

また預言者は、「あなた方は注意なさい。宗教における過激について」と語っておいでです。預言者は自らが嫌う過激性について警告し、また、過激性によって、人間が理性を失い、物事を計ることができなくなる、と注意しているのです。つまりあなたが極端に傾くだけで、物事を正しく判断できなくなるということです。何故ならあなたが、中庸から遠ざかってしまったからです。たとえば、他の人があなたを間違させた時でも、あなたは自分の行いが正しいことのように考えるでしょう。ここに、物事がイスラーム法の基準と自然でバランスのとれた中庸な人間の理解によって、計られることがいかに重要であるかが明らかになります。これは私たちが（イスラームの教えを実施することを）恐れることなく、また限度を超えるべきではないことを意味しています。つまり、正しいことに対して臆病者にならないこと、また過激にならないこと、一方的に極

端な側に傾かないことです。

例を上げるなら、無実な人々を殺害したり、宗教の教えから程遠い行いをして罪を犯す人たちのことです。その結果、彼らは最終的にイスラームの歪んだ姿を人々に与え、人びとをイスラームから遠ざけ、離れさせることとなります。預言者は次のように言っています。「物事の最も良きことはその中庸にある。」

ムスリムは自分の居住する国の法律を守ること

また同様に大切なことは、あなたが住んでいる国の法律を遵守することです。それは数ある注意すべきものの中でも最も重要な「ムスリムは自分自身を辱めない」ということに関ります。例えば、法律を守っている人々の中であなたが生活していて、もしあなたがその法を犯して犯罪者となったとしたら、あなたは裁判にかけられ、牢屋に入れられ、あなた自身を屈辱に晒すことになるでしょう

イスラーム社会以外で暮らすムスリムの3つの例

本日のテーマ、非イスラーム世界に暮らしているムスリムの問題は決して珍しい問題ではありません。それどころか、私たちの宗教の中で最もよく知られている問題です。その、三つの例を皆様を紹介いたします。

- (1) 一番目は預言者ユースフ（彼に平安あれ）の例です。彼はエジプトで非ムスリムの統治者の下で生活していました。しかし、そのような状況下でも、彼の行動は人々の模範となりました。彼はあることから牢屋に入れられ、困難に見舞われました。しかし、統治者のアルアジーズが彼に助言を求めると、ユースフは助言を与えました。
- (2) 二番目の例は、マッカにおける、預言者（彼の上に祝福と平安あれ）と彼の教友たちの話です。ムスリムたちはマディーナへ移住する以前は、迫害されていました。しかし、ムスリムたちは敵意に対して敵意で対応しませんでした。また、預言者はマッカの住民の間で信頼できる正直者として知られていました。彼の性格は決して変わることはありませんでした。そのことを敵対者の誰もが否定することはありませんでした。
- (3) 三番目の例は、迫害から逃れてアビシニア（エチオピア）へ移住した教友たちの例です。預言者は彼らをそこへ送ったのは、そこにはキリスト教の王がいて、彼の下では誰一人として不当に扱われることがなかったからです。教友たちはその地で、預言者の教えを守って暮らし、行動や倫理道徳において最も素晴らしい模範を示しました。そしていかなる問題や混乱も起こすことはありませんでした。アビシニア王のアンナジャーシーはムスリムたちが彼の国で暮らすことを許可しました。そして、キリスト教徒のアンナジャーシーは教友たちがやって来て数年後にイスラームに改宗しました。

この三つの例が示すことは、ムスリムはどんな状況にあっても、彼らの宗教の代表者であり、その責任を背負っていたということです。今日、この時代における私たちムスリムの責任は、時代とともに誠実なムスリムたちが背負ってきた責任そのものです。



講演風景

「シンガポール国際ハラールフォーラム2010」参加報告

イスラーム研究所シャリーア専門委員会委員 **遠藤利夫**

2010年4月21日(水)から同22日(木)の2日間に亘りシンガポールで開催されたワレス社・ハラール部門主催によるシンガポール国際ハラールフォーラム2010(略称SHIFT2010)に参加したので報告する。シンガポールは人口が約500万人、そのうち中華系が7割を超えるが、他にマレー系、インド系で構成される多民族国家である。主な宗教は仏教、イスラーム教、キリスト教、ヒンズー教で、ムスリムは約15%である。そのため今回のフォーラムのテーマは「ムスリムマイノリティー国における消費者と産業の変化」であった。今までハラールフォーラムのテーマはムスリムが多数を占める諸国に対するビジネスが主流であったが、今回のテーマのようにムスリムマイノリティー国としたのは、シンガポール自身がそうであるように、マイノリティー諸国でいかにハラール産業を発展させるかの狙いがあった。そのためには関係者による情報とアイデアの交換が必要とされ、開催国に相応しいテーマとなった。

また今回のフォーラムにはシンガポール国のハラール認証機関であるMajilis Ugama Islam Singapura(シンガポールイスラーム評議会、略称MUIS)が後援者に加わっていた。会場はシンガポールの空の玄関口チャンギ国際空港に近いイベント会場EXPO内にある会議ホールの2階であった。

今回のフォーラムでの講演者はシンガポールの3名をはじめ、海外からはマレーシア、オーストラリア、アメリカの3名であった。当初予定されていた講演者の一人であるオランダ代表はアイスランド火山噴火の影響により空路を利用できず欠席となったためシンガポールの講演者が1名加わった。



フォーラム参加者らと

【講演者とテーマ】

マレーシア/アブドゥラー・デービット・エバンス (Imarat Consultants, 上級アナリスト)

「ムスリムマイノリティー市場におけるハラールマーケットの活発化」

シンガポール/ジャデブ・ウニサン (Suriya Trading Enterprises, 理事)

「ムスリムマイノリティー諸国へのハラール製品輸出機会と挑戦」(事例研究1)

シンガポール/レイ・コウ (Ha Li Fa Pte Ltd, アシスタント技術マネージャー)

「ムスリムマイノリティー諸国へのハラール製品輸出機会と挑戦」(事例研究2)

シンガポール/デウィ・ハータティ・スラッティ (Majilis Ugama Islam Singapura, ハラール証明部門長)

「消費者と産業トレンドの対応—アジアにおけるハラール証明書の実務と方針」

米国/ムハンマド・マズハル・フセイン (Association of American Halal Certifiers, 会長)

「消費者と産業トレンドの対応—米国におけるハラール証明書の実務と方針」

オーストラリア/アリ・チョウク (Australian Halal Food Services (AHFS), 会長)

「消費者と産業傾向への対応—オーストラリアにおけるハラール証明書の実務と方針」

【シンガポールイスラーム評議会 (MUIS) 訪問】

フォーラムの2日目のスケジュールは同会場でも同時開催されていたシンガポール食品・ホテルEXPO会場見学とシンガポールイスラーム評議会 (MUIS) 本部の見学であった。

MUISは1968年に施行されたムスリム身分法 (Administration of Muslim Law Act略称AMLA) に基づき設置され、イスラームに関わる事項についてシンガポール大統領に助言する組織である。同AMLAの条項の中にハラール証明書の発行はMUISが行うと規定されている。ハラール認証の発行が始まったのは1978年。同組織は単に証明書の発行をするだけではなく、ハラールトレーニングを含め関連する活動を幅広く行っている。

【MUISハラール品質管理システム (HalMQ)】

MUISは認証を取得する企業にハラール性を維持するための各種規定を設けているが、その中の一つである「MUISハラール品質管理システム」(略称HalMQ)の概要は次の通りである。同システムは10項目からなり2010年1月1日よりハラール証明を取得する企業に対し実施を要請している。

(概要)

1. ハラールチームの設置。
2. 対象製品と事業内容の明確化。
3. フローチャートの作成と検証。
4. ハラールでなくするものの識別と対策の確立。
5. ハラール保証ポイント (HAP) の確定や実施。
6. HAPに対する監視システムの確立。
7. HAPに対する改善活動の実施。
8. システム維持のための文書管理と記録。
9. ハラールシステムの構築。
10. ハラールシステムの見直し。

(注: ハラール保証ポイントとは豚由来成分やアルコールが含まれていないことを始め、運送方法、原材料や製品の保管方法や製造過程などにおいてコンタミがないかの検証方法を定めたもの。)



MUIS本部訪問

イスラーム最高会議評議会会議に参加して

イスラーム研究所客員教授 徳増公明

2月22日～25日まで第22回イスラーム最高会議評議会会議（エジプト政府ワカフ省イスラーム最高会議評議会主催）がカイロで開催され、武藤英臣イスラーム研究所客員教授と私が参加した。恒例となったこの会議に今年は海外78カ国7団体の代表が招待され、エジプト国内からも多数の関係者が参加した。

会議のテーマは「イスラーム法の目的と現代の問題」で、4日間の期間中13セッションが朝から夜まで行なわれた。

開会式ではクルアーン読誦に続いて、ムハンマド アル・ジュンディ・イスラーム最高会議評議会事務局長、主催者を代表してムハンマド ザカズク・エジプトのワカフ大臣、参加者代表のマムーン・アブドルカユム・前マルディフ大統領、シャヌーダ アル・サーリス・アレキサンドリア教皇、ムハンマド タンターウイ・アズハル総長、ムハンマド ムバーラク・エジプト大統領（アハマド ナゼーフ首相代読）のスピーチがあり、各人はそれぞれの立場で今回のテーマを中心に述べた。

パネリストは74名で各セッションは2時間～2時間半。5～6人のパネリストが10分から15分スピーチし、残った時間を出席者との質疑応答とした。会場の各国代表者から多くの質問が出て議長は時間の調整に苦労していた。言語はアラビア語と英語で同時通訳。小学生もパネリストとして参加する機会を与えられ、「家族とグローバル化—家族を保護するイスラーム法」について述べた。内容は、「今日の日本においては、少子化や核社会で家庭崩壊の危機に面している。イスラームでは社会の基盤となる家族について重要視し、その教えが今も十分浸透している。日本も見習うべきことが多い。しかし、世の中のすべてがグローバル化している今日、イスラーム社会にもその波は襲ってくるだろう」というものであった。



講演する筆者

各セッションのテーマ

各セッションでは次のテーマについて熱心に議論された。

- 1) 概念の定義
- 2) 人類の保存と生きる権利
- 3) 宗教の保護と信仰の自由
- 4) 理性の保護と学び、創造する権利の保護
- 5) 財産の保護と所有権
- 6) 子孫と血統と家族の保護
- 7) イスラーム法の目的についての研究で著名な学者たち

会議の勧告文

閉会式ではこの会議全体の結果報告がなされ、勧告作成委員会から次の勧告が発表された。

1. 会議は国際文書や様々な規則で認められたすべての人権について、イスラーム法がその目的に基づき説明するうえで、確かな指導的役割をもっていると確信する。また会議は人権専門分野の学者やイスラーム法学者が、今日の人権問題を研究する際、イスラーム法の目的に基づき、その価値や原則を指導するように呼びかける。
2. 会議はイスラームが信仰の自由を確立していると強調する。それは表現の自由や信仰の自由、信仰告白の自由を保証する権利

についての国際文書で強調されているものである。

「宗教に強制があってはならない」（クルアーン：2章256節）

「言ってやるがいい。『真理はあなたがたの主から来るのである。だから誰でも望みのままに信仰させ、また望みのままに拒否させなさい』（クルアーン：18章29節）

3. 会議は国際社会に対して信仰の自由を保証するよう呼びかける。また、それぞれの宗教の象徴するものに対しては敬意を表するよう呼びかける。そして、いかなる宗教にもその象徴を侮辱することについては完全に拒絶すること、モスクのミナレット建設に反対する動きに対して非難すること、預言者たちをいかなる形でも侮辱することに対して非難すること、を呼びかける。
4. 会議は中庸に従うことの重要性を強調する。それは宗教における怠慢や融通のきかない厳格さ、宗教からの逃避を意味することではない。
5. 会議は一般のムスリムや学識あるムスリムに破壊的思想から遠ざかることを勧める。それはイスラーム社会に宗教的義務行為を止めさせることや宗教における異端、背信、侮辱の助長を広めるものだからである。
6. 会議は生命を破壊し、恐怖を煽り、墮落させる、人道に反する犯罪としてテロや海賊行為などの犯罪行為を非難する。地球上の腐敗とも見なされているこれらの行為を阻止し、根絶するために国際社会の協力を要請する。
7. 会議は中絶を生命に対する犯罪行為として禁止することを決議する。ただし母親や赤ん坊の生命を救うため等の医療行為は除外する。会議はイスラーム社会に邪悪を防ぐために、中絶承認の要求を拒否する。
8. 会議は人体の中で機能しなくなった器官の銀行、血液銀行、角膜銀行、人体諸器官銀行の存在を支持する。そのため会議はイスラーム法の原理から導かれた合法的、倫理的規則を規定する必要性を指摘する。

9. 会議は人間がアッラーによって創造されたことを根拠に、今日広がっている安楽死の要求を拒否する。イスラーム法で認められた法的理由を除いてこの生きる権利を奪う行動は許されない。これに関連して、自殺はアッラーの命令に反する犯罪であることを呼びかける。

10. 会議はイスラーム法がイスラームにおける生命の安全維持についてのべていることに、イスラーム法学者や一般学者は最大限の注意を払うよう呼びかける。それは生命に影響する侵略や犯罪を犯したすべての者に対して最も厳しい罰を制定している人権に関する国際文書にも明記されている。

「人を殺した者、地上で悪を働いたという確かな理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである。」（クルアーン：5章32節）

「正当な理由による以外は、アッラーが尊いものとされた生命を奪ってはならない。」（クルアーン：17章33節）

11. 会議は殺人犯に対して社会を守り、社会の安全を実現する観点から同態復讐刑を強く支持する。会議はイスラームとクルアーンに規定されていることを厳守しようとするムスリム諸国の人たちに対して、その信憑性を失わせるような試みの現代の主張

- に反対する。
12. 会議は流血事件を犯すべからずというイスラームの原則の重要性を確認する。またイスラーム社会を守るため、アッラーが理由もなく殺すことを禁じた生命を守るため、故意の殺人や過失致死にも課せられるイスラームの罰があることを確認する。
 13. 会議は集団虐殺を禁ずるという最近の傾向を支持する。そして国際社会と協力して、そのような犯罪者たちを国際刑事裁判所で、取り調べる必要があることを強調する。
 14. 会議は人間の理性とは神の教えが届く場所であることを喚起する。そしてその理性は宗教の知識によって必然的に成長し、豊かになっていくものである。その活動範囲は広く、地上と天とその間にあるもの全てに及ぶ。それゆえイスラームは妄想、理性の自失状態、理性の破壊を導くようなあらゆる障害物を禁じる。なぜならば理性はアッラーの光である。それゆえに私たちはアルコール、理性を失わせるもの、精神に影響を与えるすべてのものを禁止するイスラームの教えに敬意を表することを訴える。
 15. 会議は非識字の根絶がイスラーム諸国政府の間で取り込まれるべき義務行為の一つであることを確認する。またこの根絶について慈善団体や市民団体がイスラーム諸国政府と協力することを確認する。更にイスラーム諸国会議機構 (OIC) やイスラーム教育・科学文化機構 (ISESCO) のようなイスラーム機関がこの問題根絶に協力することを確認する。
 16. 会議はイスラーム共同体の教育レベルを向上させるため、またすべての学年においてカリキュラムを近代化するために努力するよう訴える。そうすることで、時代に遅れることなく現代文明の活動に参加できるようになるであろう。また国際社会や国際機関と協力し、最新の方法を採用することにより、優れた教育、またその教育と生活を両立させることを確実にするだろう。
 17. 会議はイスラーム法の法源の核となるクルアーンとスンナから演繹法によるイジュティハードや有益なイスラーム法学を通して、法規範を導き出す理性の役割の重要性を確認する。
 18. 会議は財産の所有権は人権の一つであることを確認する。またこの権利とその神聖さはイスラーム法により保障されていることを確認する。その根拠として以前示したクルアーンで明らかであり、また預言者ムハンマドが別れの巡礼の際に表明したことで明らかである。預言者は言われた。「まことにあなた方の血、あなた方の財産はあなた方のこの日、この月、この土地が神聖であるように犯すべからざるものです。」
 19. 会議は社会の利益のため、所有物 (財産) についての制限の必要性を呼びかける。クルアーン「かれがあなたがたに継がせられたものの中から、(主の道のために) 施しなさい」(57章7節) この制限は、人間が所有物 (財産) を合法的に得たものであり、合法的に費やすものであること、また不正行為からのものではないことを要求する。
 20. 会議は財産が社会全体の利益のため、現在においても次世代においても、安全に保護されなければならないこと、人々の富(財)は次世代の権利を考慮することなしに浪費すべきではないことを確認する。
 21. 会議はイスラーム世界の豊かな国とその他の国々の発展の必要性を考慮し、ムスリムの財産投資に最善を尽くすようイスラーム諸国の責任者に呼びかける。また豊かな国々と人口の多い国々が共同事業を進めるための調査・検討をすべきであることを呼びかける。それは両国にとってもイスラーム諸国にとっても有益なことである。
 22. 会議はすべてのイスラーム学者やイスラーム担当責任者にザカートや寄付金を使い、イスラーム社会発展のための事業を遂行することを呼びかける。ただしその事業は寄付贈呈者の条件と対立してはならない。
 23. 会議のメンバーは一部のイスラーム諸国が豊かな資源を持っているにもかかわらず、それらの国の経済が遅れていることを認識している。そこで会議はイスラーム学者や経済専門家にイスラーム諸国の資源の投資を遂行し、富の公平な分配が実現するように、最善を尽くすことを呼びかける。クルアーン「それはあなたがたの中の、ただ富裕な者の間に専らわたらせないためである。」(59章7節)
 24. 会議はムスリム家族の保護・擁護、そして国内外からのムスリム家族への脅威に対する保護を勧告する。
 25. 会議はイスラーム法によって定められ、イスラーム社会構成の強化となっている原則と宗教的価値を高く評価する。会議はイスラームの原則に基づいたムスリムの家族の構築の必要性について再認識する。その家族とは正しい結婚契約による男女と彼らの子供から構成される。会議は同性の結婚、婚姻関係のない男女の関係、同性愛を拒絶する。
 26. 会議はイスラーム諸国やムスリムの人たちに未婚女性問題の解決、結婚の奨励、結婚環境の改善を訴える。会議はマハル (結納金) の高額化、派手な結婚披露宴の浪費、理由もなく浪費する不合理な費用をかけないように勧告する。
 27. 会議はムスリムの家族に対して、家族の各メンバーが宗教上の違反行為、逸脱をしないように補導・保護し、家族生活の価値を尊重するように、勧告する。
 28. 会議はイスラームの価値と原則を欠いたマスメディアの報道を危惧する。そして会議はイスラーム諸国に対して、このような報道については断固たる決意で対応し、倫理の価値を広め、様々な集会、会議においては言論の自由を認め、一般的道徳を尊重するよう勧告する。
 29. 会議はアル=シャーテベィ、イブン ハルドーン、ムハンマド アブド、アル=ターヒル ピン アーシューラのようなイスラーム法学者によって遺されたフィクフ (イスラーム法学) の重要なイスラーム法の遺産を推奨する。会議は諸イスラーム大学にこの重要なイスラーム法を学習のカリキュラムに入れることを薦める。また会議はフィクフ・シンクタンク (頭脳集団)、フィクフ・アカデミー (学院) に対してシャリーアの目的に重点を置き、シャリーアが上手く活用できるように規定を定めることを薦める。
 30. 会議はイスラーム諸国やイスラーム国際機関に対してオールドミスや結婚拒否の現象のように家族の崩壊やイスラーム社会における社会生活の欠陥の原因となるものを調査・究明するように訴える。会議はこの問題を解決するためにザカートや喜捨を充当することを呼びかける。

勧告は以上であったが、この会議の開会式に元気な様子でスピーチをされたアズハル総長タンターウィ師が、その17日後の3月10日にサウジアラビアのリヤードで急逝されたことは信じられないことであった。アッラーからの慈悲をお祈り申し上げる。



会場風景

ヨーロッパにおける女性イスラーム教徒の服装論争とイスラーム法の見解

イスラーム研究所主任研究員 柏原良英

はじめに

最近ヨーロッパで女性イスラーム教徒の服装、特にブルカと呼ばれる顔まで覆ってしまう服装や、目だけ出してそれ以外は全て覆ってしまうニカーブと呼ばれる服装に対し、公共の場において着用禁止を義務付ける法律を作ろうとする動きがみられる。フランスなどでは閣議決定までなされ、この夏にも国会で法案が成立しそうな雰囲気さえある。もちろん、ヨーロッパのイスラーム教徒たちだけでなく世界中のイスラーム教徒はこの事に抗議している。この背景には政治的な思惑が見え隠れしているが、まずイスラーム教徒の女性にとっての服装はどのようにシャリーア（イスラーム法）で規定されているのかを知った上で判断すべき事柄であると考え。そこでここでは現在のヨーロッパでの動きとシャリーアで認められている女性の服装についてみていきたい。

ヨーロッパでのブルカとニカーブ着用禁止の流れ

ヨーロッパでブルカやニカーブに対して否定的発言が政府高官によってなされたのは、今年1月にデンマークの首相が記者会見の中で「ニカーブはデンマークでは認められない。その着用制限を検討すべきだ」と語っている。また4月29日にはベルギーの下院で公共の場におけるブルカ着用の禁止法案が賛成多数で可決された。更にフランスでは、まず5月11日に国民議会で、ブルカなどの服装が「女性の尊厳と男女平等を侵害するもの」として着用を強制される女性を守るために必要なあらゆる措置を検討することを求めた決議を出席議員全員の賛成で採択した。この決議に法的拘束力はないが、着用禁止法案の前段階として議会の意思を示したことになった。そしてこれを受けてサルコジ政権は、ブルカ禁止法案を19日には閣議決定した。この法案では、違反者に対して150ユーロの罰金と講習を受講する義務を定めており、また強制した者にも禁固1年か1万5千ユーロの罰金を科すと言う厳しい内容になっている。この閣議の決定を受けて7月以降下院で採決され、9月には上院でも審議されると見られている。もちろんこれを国際人権法や憲法で定められた表現の自由や信仰の自由に違反するとして非難する国務院のような組織や人権団体があるが、議会を動かすほどの力は無い。フランスでは既に学校や公共施設でのヒジャーブ（顔は出すが髪の毛を覆う服装）着用を禁止しており、今回の決定は更に踏み込んだものになっている。しかしこのブルカの着用がどれだけ浸透しているかについては、フランスでは6百万人いるイスラーム教徒の中の4百人ほどであり、デンマークでも10万人いるイスラーム教徒女性のうちの百から2百人の間と言われている。数の上からはほとんど取るに足らないようなものにこれほど各国政府が神経を尖らせるのは、その服装が目立つこととその背後には何百万と言われるイスラーム教徒の存在を思い出させるためである。逆に言えば、ヨーロッパではイスラーム教徒の数が無視できない所まで増えていることの現れであり、自分達の存在を脅かす恐れも感じ始めている証でもある。

シャリーアにおけるイスラーム女性教徒の服装の規定

シャリーアの原則は、禁じられているものがあればそこに導くような手段なり兆候があればそこから禁じるというものである。女性

の服装について言えば、結婚と言う正式な契約によらない男女関係を認めないイスラームでは、まず男女共に求められるのは、視線を低くして貞節を守ることである。

「男の信者たちに言ってやるがいい。『（自分の係累以外の婦人に対しては）かれらの視線を低くし、貞潔を守れ。』それはかれらのために一段と清廉である。アッラーはかれらの行うことを熟知なされる。』（クルアーン24章30節）「信者の女たちに言ってやるがいい。かの女らの視線を低くし、貞淑を守れ。』（24章31節）

その上で、女性には次の啓示が下されている。

「外に表われるものの外は、かの女らの美（や飾り）を目立たせてはならない。それからフムル（ヴェイル）をその胸の上に垂れなさい。』（24章31節）

この「外に表われるもの」のは何かについていくつかの解釈がある。イブヌ・アッパースによるとそれは手のひらと指輪と顔であり、イブヌ・ウマルによれば、顔と両手のひらであると解釈されている。また4大法学派で異なるのは、この節から導かれる女性のアウラ（他人に見せてはならないとされる部分）の範囲である。ハナフィー派とシャーフイー派とマーリキー派は顔と両手のひら以外アウラとしている。また一部には、女性のアウラは顔と両手のひらと両足と足環以外であるとする。ハンバリー派は顔以外はアウラとし、一部のシャーフイー派は顔もアウラとしている。

顔がアウラでないという根拠は、クルアーンの「それからフムル（ヴェイル）をその胸の上に垂れなさい。」の部分である。アッラーはフムル（頭を覆うヴェイル）は胸の上に掛けることを命じていて顔の上とは言っていないからである。またイブヌ・アッパースが伝えるハディースに、預言者ムハンマドがイード（イスラームの大祭）の日、ピラールを連れて女性たちの所へやって来て、彼女たちに彼の為に喜捨をするようお命じになった。それをイブヌ・アッパースが目撃し言った。「私は彼女たちが手を上げてお金をピラールの服に投げるのを見ました。」

このハディースからも分かるように女性の手はアウラではないことを示している。

また預言者ムハンマドは別れの巡礼の時の際、彼の養育していた甥のアルファドゥルが美しい女性の方をしきりに見始めたので、彼の顔を他の方に向けさせた。（別の伝承では彼の首を曲げたところ）そこで彼の父親がどうして息子の首を曲げたのかと預言者に尋ねたところ。彼は「私は一人の若者と一人の若い娘を見ましたが、ふたりを悪魔のささやきから守れなかったからです」と答えた。

このハディースから預言者は女性の顔を覆うことを命じていなかったことが分かる。何故ならアルファドゥルはその女性の美しさに思わず見とれてしまったからである。

クルアーンの「（自分の係累以外の婦人に対しては）かれらの視線を低くし」の意味は女性を見ないようにすると言う意味ではなく、女性のアウラ以外は性的欲望を持つことなく見る事が許されるということである。これは男性だけでなく女性にも当てはまる。

一方、シャーフイー派の一部には女性を見てはならないとする者がいる。彼らはその根拠をウナム・サラマとミムナーの2人の預言者の妻が伝える次のハディースに求める。「アッラーの使徒が2人に盲目のアブドラー・ビン・ウナムマクトゥームから身を隠すようにお命じになった時、2人は『彼は私達が見えないのにです



ブルカを着た女性たち

か?』と尋ねた。彼は答えて言った。『あなた方は盲目ですか?あなた方は彼が見えませんか?』

もう一つのハディース。「アッラーの使徒はカイスの娘にイッダ(待婚期間)をウナムクトゥームの家で過ごすようにお命じになった。その時、『息子のアブドラーは盲目だが、彼がいるときは服を身に付けなさい。』と彼女に言った。」

この二つのハディースを根拠に女性を見ることは禁止されるとする説には、無理がある。これはむしろ見ることが出来ることを示すものである。またイブヌ・ハジャルは、預言者の妻に身を隠すように命じたのは、盲目のアブドラーが自分では気づかずに女性達の前で見てはいけないものを見せてしまうのを避けるため、これは預言者の妻に対する特別な措置であるとする。クルアーン「預言者の妻たちよ、あなたがたは(外の)女たちと同じではない。」(33章32節)

ブルカやニカーブについての見解

これまで見てきたように女性の顔は、アウラではなく表に出して許されるものであることは理解された。それでは顔を隠してしまうブルカや目以外を隠すニカーブのような服装は許されるのか?

これについては、それはそれぞれの地域や歴史的な慣習によるものでその地域や時代の人々が予防措置として考えた結果であって、イスラーム自体が命じているわけではない。事実、礼拝の時には女性は顔と両手のひらを出してお祈りする。また巡礼行事中は、顔を覆うことは禁じられている。

シャリーアで認められる服装

顔を隠すような服装がイスラームによって決められていないとするなら、逆にどこまで顕すことが許されるのかという問題がある。実際にイスラーム世界でも西洋風な服装をして足や腕を出して通りを歩く女性が目撃されたりする。それを見て、イスラームも時代と共に服装が自由になって来ていると理解している人にはニカーブのような服装がより時代遅れの変った服装と受け止められかねない。そこで女性の服装で求められているものは何かをもう一度確認しておく必要がある。

女性の服装の原則は、先に述べた。クルアーンの記述、「**外に表われるものの外は、かの女らの美(や飾り)を目立たせてはならない。**」である。この「外に表われるもの」とは、顔と両手のひらであるとする解釈が主流であることは前述したとおりである。その他にイスラームにおいて受け入れられる服装について、ユースフ・カラダーウィー師の著書『イスラームにおけるハラール(許されるも

の)とハラーム(禁じられるもの)』から引用する。

「イスラームの規定する服装は次のような性質を満たしていなければならない。

- (1) クルアーンが例外とする「**外に表われるものの外**」(顔と両手のひら)もの以外の全身を覆うもの。
- (2) 服が透けたり、その下に隠れているものの形を表わさないこと。

ハディース「女たちはなにも身につけず裸身で、ラクダの瘤の様に髪を高目に結び、男を誘惑していることで、このような女たちは天国には入れない。また、天国の香りすらも、しかじかの遠い距離までただようにも関わらず、嗅ぐことはできない」

この天国に入れない女性は裸に近い服装をしている女性で、その服の薄さや、透明さのためにその下の体まで透けて見える服装をしている。

また預言者の妻アーイシャの所にタミム族の女性たちがやって来た時、彼女たちが薄い服を身につけていたのを見て、彼女は言った。「もしあなたがたが信者なら、それは信者の服装ではありません。」

- (3) 服が薄かったり、透けていなくても体の一部を強調して魅惑的に見せないこと。特に西洋文化の影響で欲情を煽るように体の一部を強調する服は、禁じられる。

このような服を着る女性がハディースの中で天国に入れない女性のことを示している。

- (4) 男性特有の服を着ない。男女それぞれにはそれぞれ特有の服装があり、だいたい男性が着る服と女性が着る服は区別される。ゆえに女性が男性の着るような服装をすることはできない。

預言者は男が女に似たり、女が男に似ることを非難された。ゆえに女性が男性に似せることや男性が女性に似せることは許されない。それはアッラーから与えられたフィトラ(本性)に反することである。アッラーは男と女を創造した。そしてそれぞれを体のつくりから区別した。また生活の中での役割をそれぞれに定めた。この区別は意味のあるものである。我々はアッラーが与えたこの本性を変えてしまわないようにしなければならない。

重要なことはそれぞれがアッラーの定めた役割を自覚し、守っていくことである。

おわりに

イスラームの女性の服装がヨーロッパで問題にされる時、それは西欧的価値判断からみて合うか合わないかで決められており、彼らの価値と相いれない時に、それを受け入れるだけの社会の寛容さがあればまだ問題になることはなかった事柄である。それが最近問題視されるようになったことはヨーロッパ社会にその余裕がなくなってきたことの裏返しである。イスラームの女性の服装に関する基準は明確である。問題になっているブルカやニカーブは本来のイスラームによるものではなく、それぞれの地域の慣習や伝統から来るものであることが分かった。その上でそれを文化として受け入れられるか、またイスラームで決められた以上の慣習をそれぞれの社会の中で受け入れられるところまで妥協できるか、双方の理解と歩み寄りが必要な時に来ているのではないだろうか。

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: http://www.cnc.takushoku-u.ac.jp

平成22年6月25日発行 第27号
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所主任研究員
柏原 良英

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

正統四代カリフの時代－アブーバクル（5）

イスラーム研究所 所長 森 伸生

（前回からの続き）

アブーバクルは一人呟いていた。「イブラーヒームの主、このお方こそが真理である。しかし、いかにして我々は確実にそのお方へ辿り着くことができるのか？」

日に日に、彼の心は世俗から離れ、イブラーヒームの宗教への思いがつのばかりであった。

「だが、どこにその道はあるのか？」アブーバクルの問いは空回りするばかりだった。唯一の神を求めて魂を浄化させてイブラーヒームの宗教の正しさを説いていた人達でもその崇拜方法を知ってはいなかった。

クッス・ブン・サーアダはその方法を知る前に死んでしまい、ワラカは聖書を熟読し、イブラーヒームの宗教を知り得たに終わっている。ザイドにしても時折口にするには、「アッラー、私があるあなたを最も嘉みする方法を知っていたならば、それで私はあなたに仕えたことでしょう。」

アブーバクルの心はすべての忠誠を捧げる主とその崇拜方法を望んで止まなかった。

「誰が明らかな真理を私達にもたらしてくれるのか？」「誰が私達にイブラーヒームを戻してくれるのか？ 私達をイブラーヒームへ戻してくれるのか？」「誰が真理なる主に仕える方法を、示してくれるのか？」

アブーバクルの苦しみは極限に達していた。

「我々のなかに我々を真理へ導いてくれる者はいないものか？」

アブーバクルの呟きが繰り返されるなかで、ふと五年ほど前の事件が脳裏に浮かんだ。

それは、カアバ神殿の再建のときに、黒石をもとの場所に戻すことで、クライシュ部族間で今にも争いが起こりそうになった事件である。その時、クライシュ族の一人が「最初にこのカアバ神殿へ現われた者に裁きを任せること」を提案した。そこへムハンマドが現われ、全員が「この者こそ正直者、ムハンマドである。彼の裁きは最も素晴らしいものである。」と言ってムハンマドにすべてを任せた。ムハンマドは見事にすべてを解決し、クライシュの危機を救った。

「彼の裁きこそ最も素晴らしい裁きかな。・・・様々な教義の違いに決定を下すような人物が現われないものか。クライシュ族を正道に導き、平和と確信と知性を与えるような人物が現われないものか。クライシュ族の人々が今にも血を流しそうになった緊迫した状況を救ったムハンマドが現われた如く。」アブーバクルの切なる思いであった。

アブーバクルはクッス・ブン・サーアダが地平の彼方に手を向けて人々の間で言った言葉を思い出していた。

クッスは彼の主に掛けて「啓典は今まさに下らんとしている。」と叫んだ。アブーバクルの心にクッスの言葉がこだまして止まなかった。

「預言者を待つ」

アブーバクルは待つだけであった。預言者が啓示を携えて現われるのを待つだけであった。忍耐の日々であった。

預言者が現われる前に、アブーバクルがイエメンへ行ったときのことが彼の追憶として伝えられている。・・・

「私はイエメンへ行った時、アズディ族の長老のもとに泊まった。彼は物知りで、特に人物に関する知識は豊かであった。彼が私を見

たとき、「そなたはマッカの人ではないかな？」と尋ねたので、私は「ええ、私はマッカの者ですが。」と答えた。すかさず、「クライシュ族出身では？」と彼は尋ねた。「ええ、私はクライシュ族出身です。」「そして、タイム家出身では？」「ええ、私はタイム家出身です。私はアブドラー・ブン・ウスマーン・ブン・カアブ・ブン・サード・ブン・タイム・ブン・ムッラです。」「そなたについてもう一つだけ確かめたいことがあるんじゃないか？」「それは何ですか？」「腹を見せてくれまいか？」「いいえ、遠慮しますよ。しかし、どうしてですか？」「信頼できる正しい伝承で、わしが知り得たことに、預言者はマッカに送られるということじゃ。そして預言者の使命のために彼を助けるのは若者もいれば、中年もいるということじゃ。若者は血気盛んで、いかなる難題をも押し退けるほどじゃ。中年は色白で細身で腹には黒子があり、左の太股には印がある。そこで、そなたに腹を見せてくれるように頼んだのは、風貌はまったくその伝承に一致するからじゃよ。」

私は長老に腹を見せた。彼は私のへその上に黒い黒子をひとつ見付けて言った。「そなたこそがその人物に違いない。カアバの主にかけて、しかと気を付ける事じゃ、良いかな。」「何に気をつけるのですか？」「導きから逸れないように注意しなされ。中庸で理想的な方法をとりなされ。そなたに資格が与えられたことについてアッラーを畏れなされ。」

私はイエメンでしばらく過ごした後、その長老に別れを告げイエメンを去った。・・・

（次号に続く）

研究会報告

【平成22年度第1回タフスィール公開研究会開催】

今年度第1回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、5月29日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。今年度はクルアーン第6章を7人の講師によって読んでいく予定である。この研究会も5年目を迎えることができたが、クルアーン全体の30巻の中の7巻目に入ったところで、先はまだ長い。一回目は例年のように森研究所所長が1節から26節までを解説した。

محتويات العدد

1. محاضرة اسلامية " كيف يعيش المسلم في الدول غير الإسلامية " فضيلة الشيخ : علي جمعة مفتي مصر
2. تقرير مؤتمر الحلال الدولي 2010 بسنغفورة
3. عضو لجنة الشريعة بمعهد دراسات الشريعة : توشينو إندو
- المؤتمر العام الثاني والعشرون للمجلس الأعلى للشئون الإسلامية
- أستاذ زائر في معهد دراسات الشريعة: كيميأكي تكوماسو
4. جدل حول موضوع ارتداء النقاب في أوروبا وحكمه في الشريعة
- باحث بمعهد دراسات الشريعة : يوشيهيدي كاشيهارا
5. مقال : الخلفاء الراشدين (5)
- رئيس معهد دراسات الشريعة : نوبوئو موري
- أخبار المعهد: الدورة الأولى لدراسات التفسير (سورة الأنعام).